

# 2019 年度道高教組・道教組のとりくみ

## 賃金・超勤改善で大きな力を発揮しました さらなる要求実現にむけ、次年度もとりくみをすすめます

<p><b>6年連続の給与改善</b></p>	<p>月例給を458円(0.12%)の引き上げ</p> <p>※給料表を行政職給料表の場合、大卒程度初任給を1,500円、高卒者初任給は2,000円引き上げ、若年層についても所要の改定を行う。</p> <p>ボーナスは、0.05月引き上げ、4.50月へ。しかし、再任用は改定なし</p> <p><b>平均 年2万5千円の改善</b></p>																
<p><b>住居手当の改定</b></p>	<p>住居手当の家賃額の下限と手当額の上限を引き上げ</p> <p>(下限12,000円→13,000円 上限27,000円→28,000円)(2020年4月1日～)</p> <p>※一部引下げ(500円)となる職員もいるが、国並みの引下げは阻止!!</p>																
<p><b>旅費制度の見直し (赴任旅費について)</b></p>	<p>赴任旅費の移転料について、距離および世帯区分を撤廃するとともに、上限額(道内は374,000円)を設けるものの実費支給とする。(離島は上限なし)</p> <table border="1" data-bbox="454 831 951 1061"> <tr><td>50km未満</td><td>107,000円(扶養なし53,500円)</td></tr> <tr><td>50~100未満</td><td>123,000円(61,500円)</td></tr> <tr><td>100~300未満</td><td>152,000円(76,000円)</td></tr> <tr><td>300~500未満</td><td>187,000円(93,500円)</td></tr> <tr><td>500~1,000未満</td><td>248,000円(124,000円)</td></tr> <tr><td>1,000~1,500未満</td><td>261,000円(130,500円)</td></tr> <tr><td>1,500~2,000未満</td><td>279,000円(139,500円)</td></tr> <tr><td>2,000~</td><td>324,000円(162,000円)</td></tr> </table> <p>これまで、上記距離に基づき、定額を支給 <b>引越しを伴う人事異動で支給される赴任旅費とは?</b> <b>ここが改正</b></p> <p>出頭旅費(交通費等) + <b>移転料</b>(引越代) + 移転雑費(諸経費) + (着後宿泊料 = 赴任後の宿泊料) + (扶養親族移転料 = 扶養親族の交通費等)</p> <p>※出頭旅費と移転料は規定の算出に基づき支給 移転雑費は24000円を支給 着後宿泊料と扶養親族移転料は、該当者に支給</p> <p>運送業者を使う場合、<b>実額を支給</b>(道内の上限374,000円)。2社以上の見積もりが条件。運送業者を使わない場合一律50,000円を支給する。</p>	50km未満	107,000円(扶養なし53,500円)	50~100未満	123,000円(61,500円)	100~300未満	152,000円(76,000円)	300~500未満	187,000円(93,500円)	500~1,000未満	248,000円(124,000円)	1,000~1,500未満	261,000円(130,500円)	1,500~2,000未満	279,000円(139,500円)	2,000~	324,000円(162,000円)
50km未満	107,000円(扶養なし53,500円)																
50~100未満	123,000円(61,500円)																
100~300未満	152,000円(76,000円)																
300~500未満	187,000円(93,500円)																
500~1,000未満	248,000円(124,000円)																
1,000~1,500未満	261,000円(130,500円)																
1,500~2,000未満	279,000円(139,500円)																
2,000~	324,000円(162,000円)																
<p><b>人事異動の赴任旅費などの特例あつかい</b></p>	<p>人事異動の赴任について、昨年に引き続き特例を適用</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>赴任期間・・・「発令通知日から7日目までに着任」⇒「引越し業者が手配できないなどやむを得ない事情がある場合、原則14日目までに延長」</li> <li>赴任旅費・・・「片道の赴任旅費」⇒「引越しのため、旧職場と新職場を往復する必要がある場合、計1.5往復分を出張旅費として支給」</li> <li>新在勤地でのホテル代・・・「3泊まで支給」⇒「引越しを延期する場合、職員の宿泊費は実態に応じて4泊以上も増額調整」</li> <li>引越し日・・・「3/31の発令通知日以降」⇒「内示日以降とし、旧在勤地でのホテル代支給」</li> </ol>																
<p><b>割振り変更対象業務の拡大</b></p>	<p>割振り変更対象業務、これまでの13業務に加え下記業務を対象に</p> <p>「<u>対外運動競技等の当番校業務、及びその事前準備業務</u>」(←4/1より)</p> <p>※対外運動競技等の当番校業務とは</p> <p>「対外運動競技等」とは、教員特殊業務手当の3号業務の対象となっているもので、自校の児童生徒が参加する対外運動競技等について、自校が当番校となり、対外運動競技等の実施日に行う当番校業務をいう。</p>																

